

業務等質問回答書

提出日：令和8年5月7日

発注機関名	長野県長野地域振興局	公告日	令和8年4月10日
業務名 業務箇所名	令和8年度体験型観光デジタル活用促進業務 長野県長野地域振興局管内一円		
質問内容	<p>① 制作する動画はスタンプラリーのPRではない、もしくはスタンプラリーのPRとしても使用できるが、スタンプポイントではない場所も収録した動画でもよいでしょうか。</p> <p>② 印刷物の一種に挙げられているカードの用途は何を想定されていらっしゃるでしょうか。配布用であれば、チラシとの差は何でしょうか。</p>		

回答日：令和8年5月11日

回答	<p>① 「説明資料（3）イ①」に記載のとおり、スタンプラリー周知動画とエリアPR動画の2種類の動画を制作いただくことを想定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スタンプラリー周知動画 <p>スタンプラリーの周知を図るための動画を想定しています。このため、スタンプポイント以外の場所を含めた場合、参加者に誤解及び混乱を招く可能性があることから、原則としてスタンプポイント以外の場所を含めることは想定しておりません。ただし、動画の構成等により適切な対策が講じられている場合には、この限りではありません。</p> ・エリアPR動画 <p>スタンプラリー開催エリアに関する情報を発信することで、当該エリアへの観光誘客を図るための動画を想定しています。このため、当該エリアの範囲内であれば、スタンプポイントであるか否かを問わず、動画内に含めることが可能であると考えています。</p> <p>② カードの用途としては、スタンプラリーのルールやスポット等に関する情報を、参加者が周遊中に適宜確認するためのものとして想定しています。また、カードはチラシと比較して携帯性及び耐久性に優れていることから、周遊型のスタンプラリーにおいて、より実用的かつ効果的であると考えています。</p> <p>なお、チラシについては、スタンプラリーの周知を主な目的として活用することを想定しています。</p>
----	---